

個別施策2 災害に強い体制づくり

取組状況・成果

【防災意識と地域の防災力の向上】

- ・災害対策に対する心構えや準備、発生時の行動をまとめた小冊子「災害に備えて」を区民に配布するとともに、外国語版をホームページで公開しています。
- ・町会・自治会を母体とする防災区民組織の活動支援や各避難所での防災区民組織、PTA、学校、地域団体及び関係機関の連携による定期的な防災訓練の実施などにより、地域防災力の向上に取り組んでいます。

【区の災害対応体制の推進】

- ・「新宿区事業継続計画（BCP）」（平成22年7月）、東日本大震災を踏まえた地域防災計画（平成23年度修正）及び「新宿区事業継続計画（BCP）防災センター版」（平成25年3月）の策定に基づく初動体制及び応急活動体制の強化を図りました。
- ・災害発生時に迅速に初動態勢を確立し、応急活動を的確に実施するための災害情報システムの再構築を平成24～26年度に行いました。
- ・被災者生活再建を円滑に進めるための罹災証明等発行に向け、平成25年度に被災者生活再建支援システムを導入しました。

【避難及び避難所運営体制の強化】

- ・平成23年8月に避難所の自主的な開設の基準等を定めた「新宿区避難所開設・運営方針」を策定するとともに避難所備蓄の充実や運営体制の強化を図りました。また、女性の視点を取り入れた避難所運営体制づくりを行っています。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

- ・平成24年3月に災害時要援護者(要配慮者)への支援策及びその手順等を示した「新宿区災害時要援護者支援プラン」を策定しました。また、平成28年4月に発生した熊本地震の課題を踏まえ、同プランの整理・見直しを行います。（※H29完了予定）
- ・区の高齢者や障害者施設等を福祉避難所として整備しています。また、福祉避難所対象施設を拡大するため、区内で特別養護老人ホームなどを運営する民間事業者と、災害時に当該施設を福祉避難所として開設できるよう協定締結を進めています。（※H29完了予定）

【医療救護活動】

- ・医療救護所を区内10か所（特別出張所ごとに1か所）の学校避難所に設置しています。医療救護所では、医療資機材等を備蓄するとともに、区職員や新宿区医師会の医師等が連携し、災害時対応訓練を実施しています。

【飲料水・食糧・生活必需品の供給】

- ・東日本大震災を受け、避難所への備蓄だけでなく在宅避難者及び帰宅困難要援護者(要配慮者)のための食糧の備蓄及び区内10か所の医療救護所への医療救護用テントの配備など備蓄物資の充実を図りました。
- ・各地域本部（特別出張所）管内ごとに拠点となる区備蓄倉庫を定め、避難所で物資に不足が生じた場合に、物資の供給を速やかに行えるよう体制を整えました。

【帰宅困難者対策】

- ・東日本大震災を踏まえ一斉帰宅の抑制、帰宅困難者受け入れ体制・一時滞在施設の指定、情報収集伝達等の帰宅困難者対策に取り組みました。

【マンション対策】

- ・区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、中高層マンションの防災対策マニュアル「マンション防災はじめの一歩」を作成し、自主防災組織の立ち上げやマンションに必要な防災対策、防災訓練の実施などマンション防災対応力の向上を図りました。

現状・課題

【防災意識と地域の防災力の向上】

- ・首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要があります。

【避難及び避難所運営体制の充実】

- ・東日本大震災や熊本地震を踏まえ、女性の視点や高齢者等に配慮した避難所運営の体制づくりや備蓄物資の充実などの対策が求められています。

【帰宅困難者対策】

- ・商業・業務機能が高度に集積し昼間人口を多く抱えることから発生する帰宅困難者対策をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により見込まれる、国内外からの来訪者の増加、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策が大きな課題となっています。

【マンション対策】

- ・区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、集合住宅・マンション特有の課題に取り組む必要があります。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

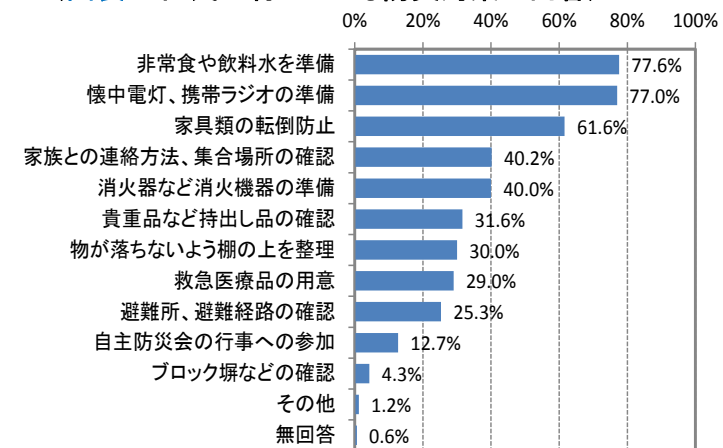
- ・福祉避難所において、要配慮者の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保が課題となっています。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が必要とされています。
- ・災害時における来街者を含めた外国人支援の仕組み作りが求められています。

防災対策の内容について、「非常食や飲料水を準備」（77.6%）が7割台半ばを超えて最も高く、次いで「懐中電灯、携帯ラジオの準備」（77.0%）も7割台半ば、「家具類の転倒防止」（61.6%）が6割強と続いています。

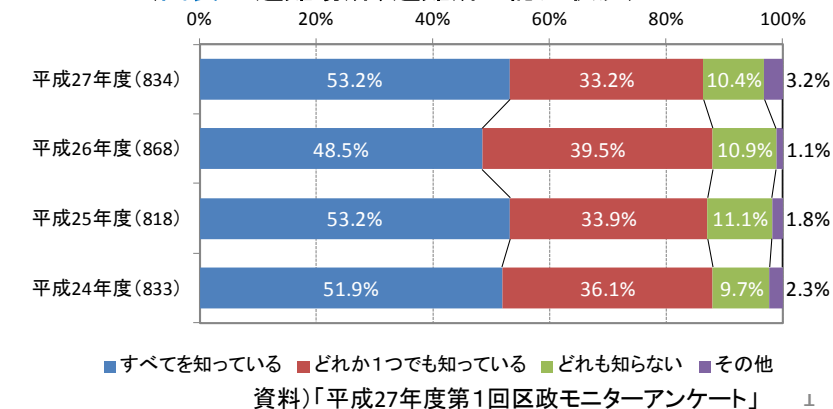
- ・一方、「避難所、避難経路の確認」（25.3%）は2割台半ば、「自主防災会の行事への参加」（12.7%）は1割強に留まります。

避難場所・避難所について、「すべてを知っている」（53.2%）が5割台半ば近く、「どれか1つでも知っている」（33.2%）が3割台半ば近く、「どれも知らない」（10.4%）が約1割です。

（図表1：区民が行っている防災対策の内容）



（図表2：避難場所、避難所の認知状況）



目指すまちの姿・状態

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちを目指します。

施策の方向性

【防災意識と地域の防災力の向上】

- 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上します。

【避難及び避難所運営体制の充実】

- 女性の視点を踏まえた避難所運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ配慮を要する方の安全安心を確保するための避難所の充実と体制強化を図ります。

【帰宅困難者対策】

- 民間事業者との協働による帰宅困難者対策や災害応急活動体制づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策など、商業・業務地域の防災力を強化します。

【マンション対策】

- 震災時の電気・ガス・水道などライフラインの停止による高層階の孤立、エレベーターへの閉じ込めの危険性、長周期地震動による大きな揺れへの対応などマンション特有の問題についての防災対策の充実を図ります。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

- 民間事業者との協定締結やボランティア登録等を進め、災害時要援護者(要配慮者)の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保に取り組みます。また、避難所や福祉避難所等合同での避難訓練等を実施し、災害時応急体制を強化します。
- 外国語版のSNSによる情報発信を行い、災害時には多言語で災害情報を発信するなど災害時の外国人支援の仕組み作りに取り組みます。



(総合防災訓練)

(区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアル)

